

# 中小・小規模事業者 労働者のみなさんへ！

すべての  
申請締め切りは

令和4年  
3月31日

## 令和3年三好市〈緊急支援〉持続化給付金

全国的に落ち込みの激しい、飲食業・運輸業等特定の業種に対して、緊急支援します。

### 対象事業者

- ①法人の場合は、三好市内に本店登記があること。または、製造業その他の場合は従業員21人以上、商業・サービス業の場合は従業員6人以上の事業所を三好市内に置いていること。
- ②個人事業主の場合は、事業所を三好市内に置いていること。
- ③資本金の額が10億円未満であること。
- ④令和2年3月31日までに創業し、申請時時点で事業を行っており、さらに今後も事業を継続する予定であること。
- ⑤特定の業種を営んでいて2021年(令和3年)1月から12月のいずれかの月(対象売上)が2019年(令和元年)年間売り上げを12で割ったもの(比較売上)と売上比較し減少率が30%以上であること。
- ⑥対象外事業者及び業種に定めるものは、申請できない。



### 緊急支援業種

全国的に落ち込みの激しい、飲食業・運輸業等特定の業種に対して、緊急支援します。

なお、令和2年に国の持続化給付金または令和2年三好市持続化給付金を受給していても令和3年三好市〈緊急支援〉持続化給付金は申請できます。

#### ●緊急支援業種は下のとおりです

下の産業分類の業を営むもので、かつ、根拠許可書により業を営むもの

H 運輸業・郵便業の内、国土交通省の許可を受け事業を営むもの

E 製造業、I 卸売業・小売業の内、M 宿泊業・飲食サービス業、N 生活関連サービス業・娯楽業の内、保健所の許可を受け事業を営むもの

#### ●令和3年三好市〈緊急支援〉持続化給付金に該当するかどうか計算するために準備するもの

- A 2019年(令和元年)年間売り上げ(確定申告書等・法人事業概況説明書・決算書)
- B 比較月売上=A÷12
- C 対象月売上、2021年(令和3年)1月から12月のいずれかの月で、売り上げが大幅に減少した月の売上台帳等(例:国の令和2年持続化給付金で使用した台帳の該当月分のようなもの)
- D  $(1 - (C / B)) \times 100$  を計算した結果が30%以上であると令和3年三好市〈緊急支援〉持続化給付金の該当になります。

その他、法人の場合は法人番号が、個人事業主の場合は免許証など申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類が必要となります。



### 売上減少率

30%~100%

法人 最大 60万円

個人 最大 30万円

### 助成金額 助成金額=(A-C)×12×H

(2022年1月以降は2019年と2021年の年間売上も参考にします)

A: 比較売上 = 2019年の月平均売上(主として2019年の年間事業売上÷12)

C: 対象売上 = 2021年(令和3年)1月から12月のいずれかの月の事業売上

H: 助成率 = 業種ごと助成率が異なります。

<詳しくは、商工政策課 0883-72-7645 へおたずねください>

# 三好市雇用維持助成金

従業員の雇用を守るため頑張っている事業者の方へ「三好市雇用維持助成金」を交付します。



**対象者** 三好市内の中小・小規模事業者

**助成要件** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国が認める特例措置期間内に休業等を実施し、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給を受けた事業者であること。

**助成金額** 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の対象となる従業員1人あたり1判定基礎期間につき10,000円を助成します。

※判定基礎期間とは、休業等の実績を判定する1カ月単位の期間をいい、休業等をした事業所の毎月の賃金の締切日の翌日から、その次の締切日までの期間をいう。



# 三好市労働者支援事業給付金

**支給対象者** 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、事業所に雇用されている又はされていた三好市内在住労働者（個人事業主を除く）が、賃金の減少、失業、休業等により生活の維持が困難となり、給付対象資金（※1）を借り入れた場合に一定の要件（※2）を満たした場合

## ※1）給付対象融資資金

1. 経済変動対策緊急生活資金（新型コロナウイルス感染症・緊急対策枠）
2. 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）
3. 生活福祉資金貸付制度（総合支援金のうち生活支援金）

## ※2）支給要件 下記①～④のすべてに該当する必要があります。

- ① ※1の給付対象融資のいずれかの貸付決定等を受けた方。
- ② 三好市に住所があり、事業所等に雇用されている又はされていた方。
- ③ 個人事業主でない方。
- ④ 雇用保険法に定める求職者給付（いわゆる失業手当）及び労働基準法に定める休業手当を受けることができない方。



**支給金額** 給付対象融資により貸付決定を受けた額の1/2（30万円上限）  
（複数の貸付決定がある場合は、もっとも高い貸付額の1/2）

お問い合わせ先

三好市役所商工政策課

〒778-0002 三好市池田町マチ2145-1

電話：72-7645

